

さいたま市訪日外国人等実態調査業務仕様書

1 件名

さいたま市訪日外国人等実態調査業務

2 履行場所

さいたま市内

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

4 業務目的

さいたま市を訪れる訪日外国人等の実態を把握し、今後の本市のインバウンド施策の検討・立案に活用する基礎データとする目的として本業務を行う。

5 業務内容

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの 1 年間について、本市が指定する特定のエリア（1 キロメッシュ単位で 7 箇所）を訪れる外国人の市内入込客数、宿泊者数及び日帰り客数の推計値を国別、月別に把握・分析できるデータ（以下「データ」という。）を提供し、本市を訪れる外国人等の実態を調査すること。

調査に当たっては、株式会社ドコモ・インサイトマーケティングが提供する「モバイル空間統計」を活用した人口調査手法を使用すること。

6 業務実施計画書の提出

- (1)受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実体制、設計図書、事業内容等）を作成し、市に提出すること。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに市の承認を受けること。
- (2)本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- (3)業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

7 成果物の納品・業務完了後の提出書類・

受託者は、業務を円滑に遂行し、次のものを提出すること。

- (1) データを Excel 又は CSV 形式にまとめたもの
- (2) データの分析結果を可視化したもの
- (3) 業務実施報告書

(4) その他、本業務で作成した資料

8 成果物等に関する権利の帰属等

- (1) 本業務の実施に伴い、新たに制作した成果物（その構成物を含む。）の著作権は、原則としてさいたま市が有するものとすること。
- (2) 成果物が第三者の著作権並びに肖像権等の権利を侵害していないことを受託者は保証すること。
- (3) 委託者は、次の場合において、受託者と協議の上、成果物の全部又は一部を第三者へ提供できるものとする。
 - ア. さいたま市議会における答弁対応又は資料要求等で使用する場合
 - イ. 公益社団法人さいたま観光国際協会に提供する場合
 - ウ. その他、4に記載した業務目的の範囲内で使用する場合
- (4) 受託者は、5に記載したデータを提供するにあたって、遵守すべき事項、必要な手続き等がある場合は、委託者へ提示した上で別途協議すること。

9 一般事項

- (1) 受託者は、委託者のこれまでの検討内容を理解し、委託者より打ち合せ等について連絡を受けたときは、直ちに対応するものとする。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除後又は期間満了後においても同様とする。
- (3) 受託者は、業務遂行に当たり、さいたま市グリーン購入推進基本方針に配慮するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施により、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、全て受託者の責任において処理するものとする。
- (5) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ、これを定める。

10 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了後、業務完了報告書を提出し、委託者の確認検査を経た後、一括払いとする。

11 人権尊重に関する特記事項

受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。

12 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、委託者と事前に

- 協議し、その指示に従うこと。
- (2)受託者は、事業実施にあたり、適宜、委託者と協議を行うものとする。
- (3)受託者において本仕様書で定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、委託者は調査の実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。
- (4)受託者は業務遂行中、不測の事故等が発生した場合には、直ちに委託者へ連絡するとともに、適切な処理を行なわなければならない。
- (5)成果物及び付属品に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託料に含む。
- (6)本事業に関する著作権（作成過程で作られた素材等の著作権を含む。）
その他の権利は、全て委託者に帰属するものとする。
ただし、受託者が必要とする場合、許可の上使用することを認めるものとする。
- (7)受託者は、当該業務の遂行に際して知り得た情報等については、いかなる理由をもっても委託業務期間中及び委託業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- (8)本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。